

## 税理士試験必修教科書 国税徴収法 平成 30 年度改正点

ページ	修 正 前	修 正 後
目 次	Chapter 14 第二次納税義務 Section 2 <b>無限責任社員</b> の第二次納税義務	<b>合名会社等の社員</b> の第二次納税義務
5-9	2. 搜索の立会人 (2) 第二順位の立会人 <b>② 市町村長の補助機関である職員</b>	<b>② 地方公共団体の職員</b>
13-12	<b>3</b> 要件 (1) 納税義務があると認められる者が…… ・ <b>国税犯則取締法</b> の規定による差押もしくは領置 または…	・ <b>国税通則法</b> の規定による差押、 <b>記録付命令差押え</b> もしくは領置または…
14-2	<b>3</b> 第二次納税義務の種類 表中 人的限度 <b>無限責任社員</b> の第二次納税義務	<b>合名会社等の社員</b> の第二義納税義務
14-10	冒頭 タイトル Section 2 <b>無限責任社員</b> の第二次納税義務	<b>合名会社等の社員</b> の第二義納税義務
14-11	<b>2</b> 成立要件 (1) 合名会社または合資会社が国税を滞納…  <b>3</b> 第二次納税義務を負う者 2 合資会社の場合 合資会社は、無限責任社員と有限責任社員で構成されているため、無限責任社員が納税義務を負うこととなります。	(1) 合名会社若しくは合資会社 <b>又は税理士法人等の法人</b> が国税を滞納…  2 合資会社若しくは監査法人の場合 合資会社は、無限責任社員と有限責任社員で構成されているために <b>無限責任社員が、また監査法人は無限責任社員が納税義務を負うこととなります。</b>
14-44	表中 最上段 名称 <b>無限責任社員</b> 成立要件 合名会社または合資会社が国税を滞納  第二次納税義務者 <b>無限責任社員</b>  7 段目 事業を譲り受けた特殊関係者 成立要件 譲渡人が事業に係る国税を滞納している状態で親族等にその事業を譲渡した場合に、譲受人が <b>同一場所</b> で同一事業を  第二次納税義務の限度 <b>譲受財産(取得財産を含む)</b>	<b>合名会社等の社員</b> 合名会社若しくは合資会社 <b>又は税理士法人等の法人</b> が国税を滞納  <b>無限責任社員(監査法人の無限責任社員を含む)</b>  <b>同一場所で 削除</b>  <b>譲受財産の価額</b>